



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月18日金曜日 第2176号

### ◇ 目次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可  
申請の概要..... 440  
土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... 441  
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 442  
道路の供用開始(県道伊予松山港線)..... 442  
開発行為に関する工事の完了(2件)..... 442  
指定道路の指定..... 443

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 443

### 公 告

消防防災ヘリコプター4200時間点検整備の委託..... 446  
指紋情報管理システムの借入れ..... 447

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 448

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第727号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年6月18日

愛媛県西条保健所長 新山 徹 二

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日新製鋼株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表取締役社長 鈴木 英男

#### 2 事業場の名称及び所在地

日新製鋼株式会社東予製造所  
西条市北条962番14号

#### 3 特定施設に関する事項

ロールコーター式後処理装置(9-1、2、3)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力	1時間当たり95.6トン処理×3基
工事の着手予定年月日	平成22年8月1日
工事の完成予定年月日	平成23年2月11日

使用開始の予定年月日	平成23年2月12日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~5.0 最大 2.0~5.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0.3	

備考 汚水等は、クロム系汚水処理施設にて処理する。

#### 4 汚水等の処理施設に関する事項

##### (1) 酸系汚水処理施設

設置年月日	平成11年4月1日
処理施設の種類	化学処理及び物理処理
処理施設の型式	化学処理及び物理処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	凝集沈殿 縦 24.5メートル 横 16.1メートル ろ過 高さ 5.0メートル 直径 3.5メートル 高さ 3.8メートル
処理施設の能力	1日当たり4,800立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和凝集沈殿及びろ過
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 47 最大 72	通常 9 最大 16
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 246 最大 438	通常 18 最大 22
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 18	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 33	通常 1 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,337 最大 2,569	通常 2,327 最大 2,559	

(2) クロム系汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成11年 4月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 11.0メートル 横 14.3メートル 高さ 3.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり96立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	還元及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~5.0 最大 2.0~5.0	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 7	通常 4 最大 7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 20	通常 8 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 0.1 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0.3	通常 0 最大 0.3

備考 処理後の汚水等は、酸系汚水処理施設にて再処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 14
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,588 最大 5,988	

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第728号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	西条市新田213番地
"	曾我部 恒 夫	西条市新田201番地
"	柳 瀬 豊 明	西条市壬生川554番地 3
"	稲 井 昭 一	西条市新田193番地
"	稲 井 重 弘	西条市新田551番地
監 事	柳 瀬 幸 蔵	西条市新田230番地
"	柳 瀬 幹 夫	西条市新田224番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	西条市新田213番地
"	曾我部 恒 夫	西条市新田201番地
"	柳 瀬 豊 明	西条市壬生川554番地 3

"	稲 井 昭 一	西条市大新田193番地
"	稲 井 重 弘	西条市大新田551番地
監 事	柳 瀬 幸 蔵	西条市大新田230番地
"	柳 瀬 幹 夫	西条市大新田224番地

○愛媛県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 6月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 常 由	西条市安用甲743番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1

○愛媛県告示第730号

松山市吉藤土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 6月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 松山市吉藤土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 松山市吉藤土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年 6月18日から 7月16日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字原端927番 5 から 同字944番 6 まで	平成22年 6月18日

○愛媛県告示第732号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 6月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第13号 平成22年 6月 8日	東温市田窪字海稲1348番 8	松山市福音寺町45番地 3 ロイヤルアネックス福音寺608号 鈴 木 寿 明

○愛媛県告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 6月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第14号 平成22年6月10日	東温市牛渕字廣地1266番1	松山市鷹子町983番地2 メゾン・ファミーユⅡ201号 岡 岡 広 大 岡 岡 綾 子

○愛媛県告示第734号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年6月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年6月8日

3 指定道路の位置

伊予郡砥部町重光107番14、107番15、107番16

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 幅員 6.00メートル

(2) 延長 23.91メートル

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前									
別表第6(第4条関係)					別表第6(第4条関係)									
知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項									
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分					
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者				
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長	
経 営 支 援 課	1~3 省略					経 営 支 援 課	1~3 省略							
	4 貸金 業法の 施行に 関する 事務	1 貸金業者に関すること。					4 貸金 業法の 施行に 関する 事務	1 貸金業者に関すること。						
		(1) 省略						(2) <u>貸金業務取扱主任者研修事務の委任(第12条の3第10項)</u>						
		(2) 省略						(3) 省略						
	(3) <u>手続実施基本契約の不履行の事実の報告の受理(第41条の45第1項)</u>													
5~23 省略					5~23 省略									

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第4（第4条関係）</b>					<b>別表第4（第4条関係）</b>						
局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者 部 長 室 長				局 長	専決者 部 長 室 長		
商 工 観 光 室	1～11 省略				商 工 観 光 室	1～11 省略					
	12 貸金 業法の 施行に 関する 事務	1 貸金業者に関すること。				12 貸金 業法の 施行に 関する 事務	1 貸金業者に関すること。				
		(1)～(4) 省略					(1)～(4) 省略				
		(5) 省略					(5) 貸金業者登録簿の閲覧（第9条）			—	
		(6) 省略					(6) 省略				
		(7) 業務改善命令（第24条の6の3第1項）					(7) 貸金業務取扱主任者研修の受講の届出の受理（第12条の3第8項）			—	
		(8) 監督処分（第24条の6の4第1項、第2項、第24条の6の8）					(8) 貸金業務取扱主任者の解任の勧告（第12条の3第9項）			—	
		(9) 省略					(9) 省略				
		(10) 省略					(10) 業務改善命令（第24条の6の3）				
		(11) 省略					(11) 監督処分（第24条の6の4、第24条の6の8）				
		(12) 省略					(12) 省略				
		(13) 省略					(13) 省略				
		(14) 省略					(14) 省略				
		(15) 社内規則の作成又は変更の命令（第24条の6の12第2項）					(15) 社内規則の作成又は変更の命令（第24条の6の11第2項）				
		(16) 社内規則の作成又は変更の承認（第24条の6の12第3項）					(16) 社内規則の作成又は変更の承認（第24条の6の11第3項）				
		(17) 承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認（第24条の6の12第4項）					(17) 承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認（第24条の6の11第4項）				
		(18) 登録等に関する意見聴取（第44条の2第1項、第3項）					(18) 登録等に関する意見聴取（第44条の3第1項、第3項）				
		13～17 省略						13～17 省略			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局において

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局において

は、この表1の部1の項から3の項まで及び6の項、4の部1の項<sup>(5)</sup>、5の部9の項、9の部並びに12の部1の項<sup>(5)</sup>、<sup>(6)</sup>及び<sup>(13)</sup>の規定を適用する。

は、この表1の部1の項から3の項まで、6の項、4の部1の項5号、5の部9の項、9の部、12の部1の項<sup>(6)</sup>、<sup>(7)</sup>、<sup>(9)</sup>及び<sup>(16)</sup>の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(1)の6 省略</p> <p><u>(1)の7 省略</u></p> <p><u>(1)の8 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること。</u></p> <p><u>(1)の9 貸金業法第24条の6の4第1項及び第2項の規定に基づく監督処分に関すること。</u></p> <p><u>(1)の10 省略</u></p> <p><u>(1)の11 省略</u></p> <p><u>(1)の12 省略</u></p> <p><u>(1)の13 省略</u></p> <p><u>(1)の14 省略</u></p> <p><u>(1)の15 省略</u></p> <p><u>(1)の16 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。</u></p> <p><u>(1)の17 貸金業法第24条の6の12第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。</u></p> <p><u>(1)の18 貸金業法第24条の6の12第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。</u></p> <p><u>(1)の19 貸金業法第44条の2第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。</u></p> <p><u>(1)の20 省略</u></p> <p><u>(1)の21 省略</u></p> <p><u>(1)の22 省略</u></p> <p><u>(1)の23 省略</u></p> <p><u>(1)の24 省略</u></p> <p><u>(1)の25 省略</u></p> <p><u>(1)の26 省略</u></p> <p><u>(1)の27 省略</u></p> <p><u>(1)の28 省略</u></p> <p><u>(1)の29 省略</u></p> <p><u>(1)の30 省略</u></p> <p><u>(1)の31 省略</u></p> <p><u>(1)の32 省略</u></p> <p>(2)~(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(1)の6 省略</p> <p><u>(1)の7 貸金業法第12条の3第8項の規定に基づく貸金業務取扱主任者研修の受講の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(1)の8 貸金業法第12条の3第9項の規定に基づく貸金業務取扱主任者の解任の勧告に関すること。</u></p> <p><u>(1)の9 省略</u></p> <p><u>(1)の10 貸金業法第24条の6の3 _____ の規定に基づく業務改善命令に関すること。</u></p> <p><u>(1)の11 貸金業法第24条の6の4 _____ の規定に基づく監督処分に関すること。</u></p> <p><u>(1)の12 省略</u></p> <p><u>(1)の13 省略</u></p> <p><u>(1)の14 省略</u></p> <p><u>(1)の15 省略</u></p> <p><u>(1)の16 省略</u></p> <p><u>(1)の17 省略</u></p> <p><u>(1)の18 貸金業法第24条の6の11第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。</u></p> <p><u>(1)の19 貸金業法第24条の6の11第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。</u></p> <p><u>(1)の20 貸金業法第24条の6の11第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。</u></p> <p><u>(1)の21 貸金業法第44条の3第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。</u></p> <p><u>(1)の22 省略</u></p> <p><u>(1)の23 省略</u></p> <p><u>(1)の24 省略</u></p> <p><u>(1)の25 省略</u></p> <p><u>(1)の26 省略</u></p> <p><u>(1)の27 省略</u></p> <p><u>(1)の28 省略</u></p> <p><u>(1)の29 省略</u></p> <p><u>(1)の30 省略</u></p> <p><u>(1)の31 省略</u></p> <p><u>(1)の32 省略</u></p> <p><u>(1)の33 省略</u></p> <p><u>(1)の34 省略</u></p> <p>(2)~(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
消防防災ヘリコプター4200時間点検整備の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県消防防災ヘリコプター「えひめ21」4200時間点検及び耐空検査、無線検査等業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約の翌日から平成22年12月24日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 点検の開始日までに点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。証明にあたっては、過去3年間において官公庁が所有する「川崎式BK117C-1型」と同機種を日本国において点検整備した実績等を証明する書類(契約書等)又は「川崎式BK117C-1型」について航空法施行規則第36条における事業場認定を受けた者であることを証明する書類(事業場認定書(写)等)を提示すると共に、明確な方法によりおこなうこと。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) 愛媛県消防防災ヘリコプター4200時間点検及び耐空検査、無線検査等業務の技術上の確認を行う確認整備士が、航空法第23条の規定に基づく証した書類(別紙1)を「ア」に掲げる期間までに「イ」に掲げる場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出した者であること。

ア 平成22年7月8日(木)から15日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)。なお、郵送による場合にあっては、平成22年7月15日(木)の午後5時15分までに「イ」に掲げる場所に必着のこと。

## イ 受付場所

愛媛県民環境部防災局消防防災安全課消防係(愛媛県庁舎第一別館3階)

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)941 2111(代表) (089)912 2316(直通)

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県民環境部防災局消防防災安全課消防係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2316(直通)

- (2) 入札書の受領期限

平成22年8月9日(月)午前11時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年8月9日(月)午前11時00分

愛媛県庁舎第二別館5階入札室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が必要と認めた場合、この公告に示した業務を受託できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を受託できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Periodical Inspection for Ehime Prefectural Rescue Helicopter
- ① 4200 hour Inspection , etc
  - ② Airworthiness Inspection
  - ③ Radio Transmission Inspection
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 9 August 2010
- (3) For further information , please contact: Fire Prevention , Traffic Safety , Fire and Disaster Prevention Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel: 089 912 2316

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
指紋情報管理システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
指紋情報管理システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成23年 1月 1日から平成28年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

## 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限  
平成22年 7月30日（金）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成22年 7月30日（金）午後 1時30分  
愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受領期限

平成22年 6月18日（金）午前 9時から平成22年 7月16日（金）午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Fingerprint information management system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 30 July , 2010
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110



選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年 6月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,200,609
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,013
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,769

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,180	14,727
南宇和郡	21,682	7,228
松山市・上浮穴郡	428,430	138,072
今治市・越智郡	149,383	49,795
宇和島市・北宇和郡	86,515	28,839
八幡浜市・西宇和郡	43,331	14,444
新居浜市	102,827	34,276
西条市	93,752	31,251
大洲市・喜多郡	56,307	18,769
伊予市	32,611	10,871
四国中央市	76,337	25,446
西予市	36,859	12,287
東温市	28,395	9,465